

平成 24 年度社会福祉推進事業

生活困窮者に対する家計再建支援の在り方及びその人材養成に関する調査研究

家計再生支援のあり方に関する調査研究

報告書

平成 25 年 3 月 31 日

家計再建支援に関する研究会

(事務局：株式会社日本総合研究所)

目 次

1. 家計再生支援の基本的な考え方.....	1
(1)家計再生支援の定義	1
(2)家計再生支援のねらい.....	1
(3)家計再生支援の対象	2
(4)家計再生支援における基本的な方針.....	4
(5)家計再生支援の担い手.....	5
(6)家計再生支援の終結	6
2. 家計再生支援員	7
(1)家計再生支援員の定義.....	7
(2)家計再生支援員の位置づけ	7
(3)家計再生支援員の責務.....	7
(4)家計再生支援員の業務の内容.....	7
(5)家計再生支援員の所属.....	15
(6)家計再生支援員に求められる姿勢、考え方、技術、知識.....	16
(7)家計再生支援員の養成.....	16
3. 家計再生支援事業.....	17
(1)家計再生支援事業の定義	17
(2)家計再生支援事業の実施主体.....	17
(3)家計再生支援事業者（仮称）の運営基準.....	18
(4)個人情報の取り扱い	21
4. 家計再生支援員養成研修.....	23
(1)家計再生支援員養成研修の定義	23
(2)家計再生支援員養成研修の目標.....	23
(3)家計再生支援員養成研修の実施主体.....	23
(4)実施方針.....	24
(5)カリキュラム	24
(6)シラバス.....	27

参考資料1	アセスメントシート（参考例）	41
参考資料2	委員名簿と検討経緯	49
1.	委員名簿	49
2.	検討経緯	50
参考資料3	家計再建支援に関する研究会 開催要綱	51

1. 家計再生支援の基本的な考え方

(1) 家計再生支援の定義

- 本とりまとめにおいて家計再生支援とは、「失業や多重・過重債務あるいは事故情報があること等により、現に生活困窮状態にある人のほか、生活困窮に陥ることが危惧される人からの相談に応じ、家計の視点から各種の情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、債務整理や生活資金の貸付等につないで早期に生活が再生されることを支援する取り組み」を指す。
- なお、本調査研究の開始当初は「家計再建」という表現を使い、研究会名称も「家計再建に関する研究会」とした。しかし、実践されている支援の内容を踏まえると、「再建」という言葉が持つ「元の形を作り直す、組織しなおす」という形を作り直すという意味合いよりも、むしろ「衰えていたものが生き返る」といった意味合いがふさわしいと考えられる。したがって、本とりまとめでは、「家計再建」ではなく「家計再生」という表現を用いることとした。
- また、平成 25 年 1 月 25 日に公表された「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」（以下、「特別部会報告書」という）の中では、「家計相談支援」という表現が用いられているが、相談支援の現場実践において「家計相談」というと、生活困窮状態にない人の将来に渡る家計の計画に関する相談といった意味合いで受け取られる場合が多い。一方で、前述の通り、本研究会で整理した「家計再生支援」は、「生活が困窮状態にある人及びこうした状態に陥るおそれのある人」を相談者として想定している。したがって、本とりまとめにおいては、特別部会報告書と異なる表現となるが、本研究会で整理した支援の意味合いを分かりやすく伝えるため、「家計相談支援」ではなく「家計再生支援」という表現を用いることとした。

(2) 家計再生支援のねらい

- 家計再生支援を推進することにより、多重・過重債務等により一般金融機関からの貸付を受けられず、生活に困窮するおそれのある者に対する支援が拡充されることが期待される。
また、生活保護受給者の中でも家計管理が十分に実施できていない場合には、家計再生支援の活用により、その生活の再生のための支援が拡充され、自立の促進につながることも期待される。
- また、家計の課題を解決するためには、一時的な資金需要に対して、単に貸付を行うだけでは本質的な解決にならないことも多く、貸付は家計再生の一手段に留まるものである。これに対して家計再生支援は、家計の視点から生活の再生そのものを支援するものであり、貸付は必要に応じて行われることとなる。
- その際、家計再生支援を実施することにより、相談者の家計を管理する力が高まり、債務の返済が

滞る可能性を低くすることができると考えられる。

その結果、貸付機関にもメリットが生じるものであり、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の機能強化や、生協等の民間の貸付機関の参入促進が図られ、より重層的な金融セーフティネットの構築が期待される。

(3)家計再生支援の対象

- 家計再生支援の対象としては、以下の者を想定する¹。
 - ・ 家計に関して課題を抱え、相談を希望している人
相談者本人の来所、電話等による連絡、出張相談等のアウトリーチ事業、地方自治体内の関係部署からの紹介などにより把握する。相談の過程で家計に関する課題以外の課題(例えば就労、福祉、住宅、医療等)が把握された場合は、支援者が責任をもって新たな相談支援事業の運営機関(以下、「相談支援センター」という)の相談支援員につなぐ。
 - ・ 家計に関する指導あるいは管理が必要であると判断された人
行政の窓口や相談支援センター等で相談を受け、家計に関する指導が必要であると判断された場合に、相談支援員等からの連絡を受けて、家計再生支援員が把握する。貸付が必要な場合には家計再生支援を併せて提供する。家計再生支援の開始に当たり、相談者本人に家計再生支援の必要性を良く理解してもらい、支援を受けることに同意を得ることが重要である。
- なお、貸付実行の可否の判断は、各貸付機関の判断に委ねられる。ただし、家計再生支援は、相談者と家計再生支援員との信頼関係に基づいて実施されるものであることから、貸付機関は、相談者および家計再生支援員にも、貸付の可否の判断結果をフィードバックする。

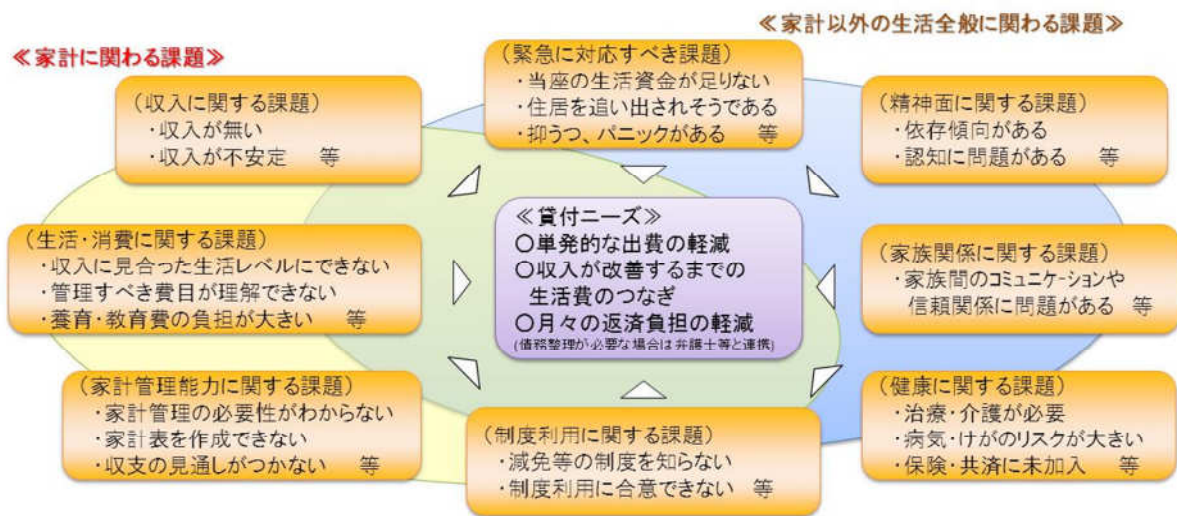
¹ 相談の受付に関する、相談支援センター等との間での具体的な連携のあり方については、「2. (3) 家計再生支援員が実施する業務の具体的な実施方針」を参照

■ 家計再生支援が対象とする課題のイメージ

家計再生支援が対象とする課題を例示的に示すと以下の通り。家計に関する課題の背景には、家計以外の生活全般に関わる課題が関わっている場合もある。したがって、家計再生支援員は、家計に関わる課題だけでなく、広く生活全般に関わる課題も含めてアセスメントすることが必要である。

ただし、家計以外の課題が明らかになった場合は、その解決に向けた支援を家計再生支援員だけで実施する必要はない。むしろ、すぐに相談支援センターの相談支援員につなぎ、他の支援者とのネットワークを形成した上で、チームアプローチにより、相談者の支援に取り組むことが重要である。

図表 2 家計再生支援が対象とする課題のイメージ



(4) 家計再生支援における基本的な方針

○ 参加と自立

家計再生支援は、家計の側面から相談者の自立を促進するために実施される。つまり、特別部会報告書にもある通り、「自立と尊厳」及び「つながりの再構築」を基本として実施する。また、支援に当たっては、相談者の家族も含めた生活全体の再生を意識することが重要である。

○ 自己決定

支援の方針や具体的な内容は、最終的に相談者本人が決定することが必須である。また、相談者本人による自己決定の尊重という観点からも、相談者と支援者との間での契約に基づかなければならない。

○ 状況に合った家計再生の方法の提案

相談者にとって生活を再生していくうえで何が必要かを把握し、貸付によらずに債務の負担を軽減できる方法があればその利用を優先すべきである。また、貸付を活用することにより相談者の生活の再生が進むと判断できる場合に、貸付をあっせんする。

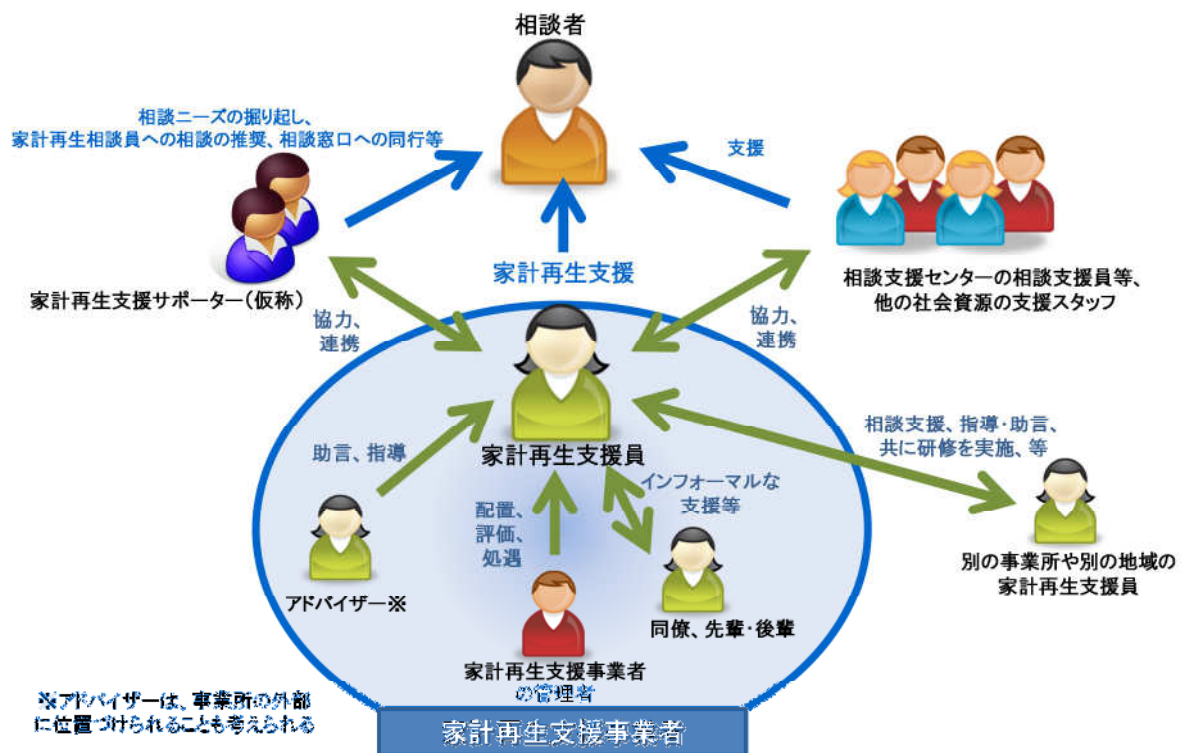
(5)家計再生支援の担い手

- 家計再生支援は、相談者の家計に深く関わりその再建を支援するため、関わり方を誤るとかえって家計はもちろんのこと、「お金」を扱うことから相談者の生活や家族関係に影響を与えてしまう。したがって、家計再生支援の担い手には、相談者を支援しようという志だけでなく、家計再生支援の一連の取り組みに関する専門的な知識及び技術や倫理観、基本的な考え方を身に付けていることが求められる。
- 後述する家計再生支援事業については、特に家計に関する課題が重大であったり、ひっ迫していたりする相談者への支援を実施することになるため、所定の研修課程を修了し、家計再生支援に関して一定の専門的知識及び技術を有している家計再生支援員が従事することを必須とすべきである。
- ただし、家計再生支援員一人で支援できる相談者の数には限りがある。したがって、家計再生支援の取り組みを応援する人²が地域に広がることが望ましい。
また、地域の多くの人々が家計再生支援の重要性を理解し、こうした取り組みに参画することにより、家計に関して課題を抱えている人を家計再生支援員につないでいくことも期待される³。
- 家計再生支援の取り組みは、単に専門的な知識や技術を使うだけでなく、相談者との信頼関係に常に気を配り、相談者の生活を見守る姿勢が求められる。それゆえ、家計再生支援員にかかる相談業務の負担感が過度なものにならないよう、相談数に応じた家計再生支援員の配置や家計再生支援員の評価・処遇といったマネジメントが適切に行われるようにすることが必要である。
- また、家計再生支援員には、専門的な知識及び技術や倫理観、基本的な考え方が求められるだけでなく、それを常に向上させることが期待される。したがって、事業者や地域を超えて家計再生支援員と情報共有して研鑽を積みやすくすることに加え、専門的な助言・指導を行うアドバイザーを事業所の内部または外部に位置づけて、家計再生支援に関わる専門的な知識や技術を高めていくことが望ましい。

² 例えば、家計再生支援員の養成カリキュラムのうち基礎編を終了した人を「家計再生支援サポーター（仮称）」として位置づけ、家計再生支援が必要な人の発見や相談することの促し、窓口への同行の支援といった活動を担うことが考えられる。

³ 支援における当事者性の確保という観点に立てば、将来的には、家計再生支援によって生活を再建した人が家計再生支援を応援する人となり、相談者の状況を親身に理解した支援を展開していく、といったことも期待される。

図表 3 家計再生支援員を取り巻く他の支援者等との関係のイメージ



(6) 家計再生支援の終結

- 家計再生支援は、相談者の自立支援のために実施される。したがって、支援を適切に使い続けながら自律的な生活を営むことが必要な場合を除けば、家計再生支援は一定期間経過後に終結することが基本であると考えられる。ただし、家計再生支援の終結については、相談者の家計管理の力と、もし債務があればその償還状況を勘案して個別に判断すべきであることは言うまでもない。
- なお、家計管理の力を高める意欲を高め、生活の再生の見通しをつけるためにも、支援を開始する時点で、支援の終結の具体的な目安について相談者とすり合わせておくことが良い。家計再生支援の終結の目安としては、以下のようなものが考えられる。
 - ・ 家計管理が重要であることを認識している
 - ・ 自分の生活にとって重要な費目の優先順位をつけることができる
 - ・ 収入に応じた家計の範囲を理解し、消費に使うことができる
 - ・ 今後2～3年程度の間の家計の見通しを持つことができる
 - ・ 家計の収支の見通しを立てたいときや、バランスが崩れそうなときに相談できる(相談して良いと思っており、相談先を知っている)

2. 家計再生支援員

(1) 家計再生支援員の定義

- 本とりまとめにおいて、家計再生支援員とは「所定の研修課程を修了し、家計再生支援の一連の取り組みに関する専門的な知識及び技術や倫理観、基本的な考え方を身に付け、家計再生支援の中心的な役割を担う者」を指す。

(2) 家計再生支援員の位置づけ

- 家計再生支援員は家計再生支援事業者(仮称)⁴に所属する。
- なお、家計再生支援は、相談者の家計に深く関わりその再建を支援するため、関わり方を誤るとかえって家計はもちろんのこと、「お金」を扱うことから相談者の生活や家族関係に影響を与える可能性がある。
したがって、相談者の尊厳の保持と、家計再生支援の意義や関連する知識・技術等の普及を図る観点から、行政、社会福祉協議会、民間の貸付機関(生協等)、民間の相談支援機関(NPO 法人等)など、家計再生支援事業者(仮称)以外に所属する職員についても、幅広く家計再生支援員の養成に係る研修を受講できるようにすることが望ましい。

(3) 家計再生支援員の責務

- 家計再生支援員は、支援の過程を通じて、相談者の家計及び債務の状況をはじめとする、機微な個人情報を把握することになる。したがって、家計再生支援に携わる家計再生支援員は、その位置づけに関わらず相談者の秘密を守る責務がある。

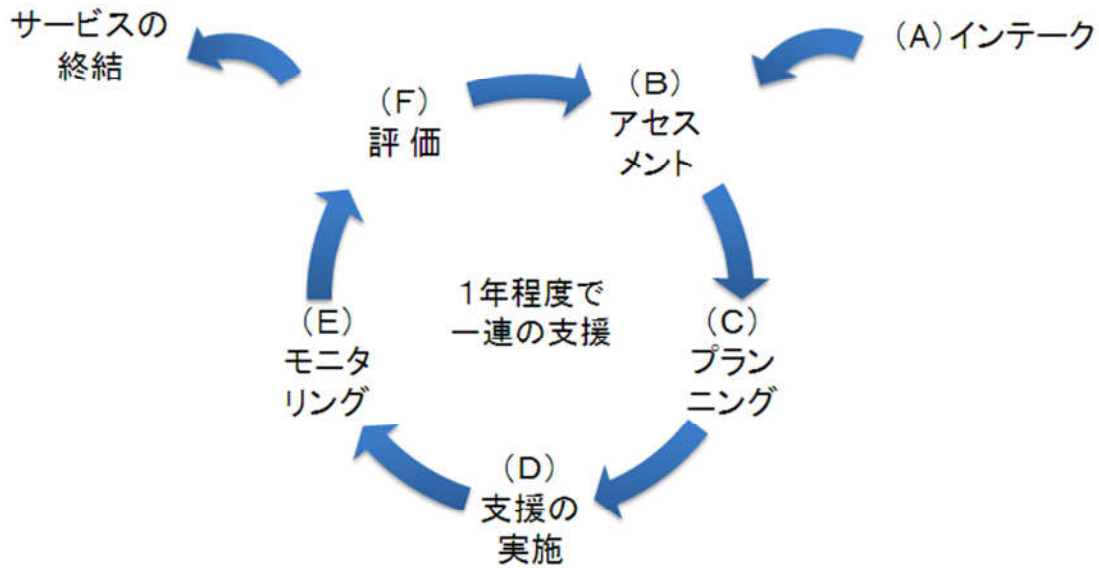
(4) 家計再生支援員の業務の内容

① 基本的な支援業務の内容

- 家計再生支援員が実施する家計再生支援に関する業務の基本的な流れと内容は次図表の通り。

⁴ 家計再生支援事業者(仮称)のあり方については、「3. (3) 家計再生支援事業者(仮称)」を参照

図表 4 家計再生支援に関する業務の基本的な流れ



(A) インテーク

- ・ 面談あるいは電話等による相談の受け付け
- ・ 相談支援センター等からの引き継ぎによる受け付け
- ・ 相談者との信頼関係の構築
- ・ 緊急的な課題の把握とその解決のための支援
- ・ 家計及び債務の現状とこれまでの経緯の把握
- ・ 生活全般の状況の現状とこれまでの経緯の把握
- ・ 個人情報取り扱い及び家計再生支援を実施することに対する相談者本人の同意確認

※この時点で、相談支援センターなどの適切な他の支援機関や窓口を紹介することで、家計再生支援員の対応が終了する場合もありうる。

(B) アセスメント

- ・ 家計が崩れた原因の分析及び家計の再建の可能性の分析
- ・ 家計に関する課題と生活全般の課題との関連の分析、家計再生支援以外の支援が必要かどうかの分析
- ・ 貸付や給付・減免等の制度を利用できる可能性の分析
- ・ 相談者の家族や利害関係者等との関係性の把握
- ・ 相談支援センターが実施するアセスメントへの参加、意見提出
- ・ 相談支援センターが実施する支援調整会議への参加、意見提出

(C) プランニング

- ・ 相談者が利用している他の支援の計画等の確認、他の支援機関との調整
- ・ 家計管理の力を高める方策の提案
(例えば、家計表の作成、封筒による管理、レシートの保存の提案等)
- ・ 家計再生に関する支援計画(案)の作成
(ここで「支援計画」とは、家計表の作成に基づく、収支や貯金、債務の償還の見通しを含んだ具体的な計画を指す)
- ・ 支援計画(案)に対する相談者本人の意思の確認、合意形成、同意確認
- ・ 必要に応じて、相談支援センターへのつなぎ
(具体的には、情報提供、助言、相談支援員の紹介、相談支援センターへの情報提供等)
- ・ 必要に応じて、債務整理や成年後見等を実施する支援機関へのつなぎ
(具体的には、情報提供、担当する法律家等の紹介等)
- ・ 必要に応じて、給付や減免等の制度の窓口(行政の窓口)へのつなぎ
(具体的には、情報提供、助言、担当者の紹介等)
- ・ 必要に応じて、貸付機関向けの意見書の作成、貸付機関へのつなぎ
(具体的には、情報提供、助言、あっせん、意見書の提出等)
- ・ 個別の支援内容を利用することの可否の判断結果を踏まえた支援計画の見直し

(D) 支援の実施

- ・ 家計管理の継続的な指導
- ・ 相談者から寄せられる相談への対応
- ・ 他の支援機関の窓口へ同行
(相談支援センター、行政(福祉事務所)、税務署、弁護士・司法書士事務所、教育機関、不動産業者・家主など)
- ・ 債務返済等の手続きの立ち合い・確認

(E) モニタリング

- ・ 生活状況や家計管理の状況の確認(対面での面談、電話面談、自宅訪問等)
- ・ (貸付が実行された場合)債務の使用状況及び償還状況の確認、協議、対応
- ・ 相談者の状況に応じた支援内容の見直し

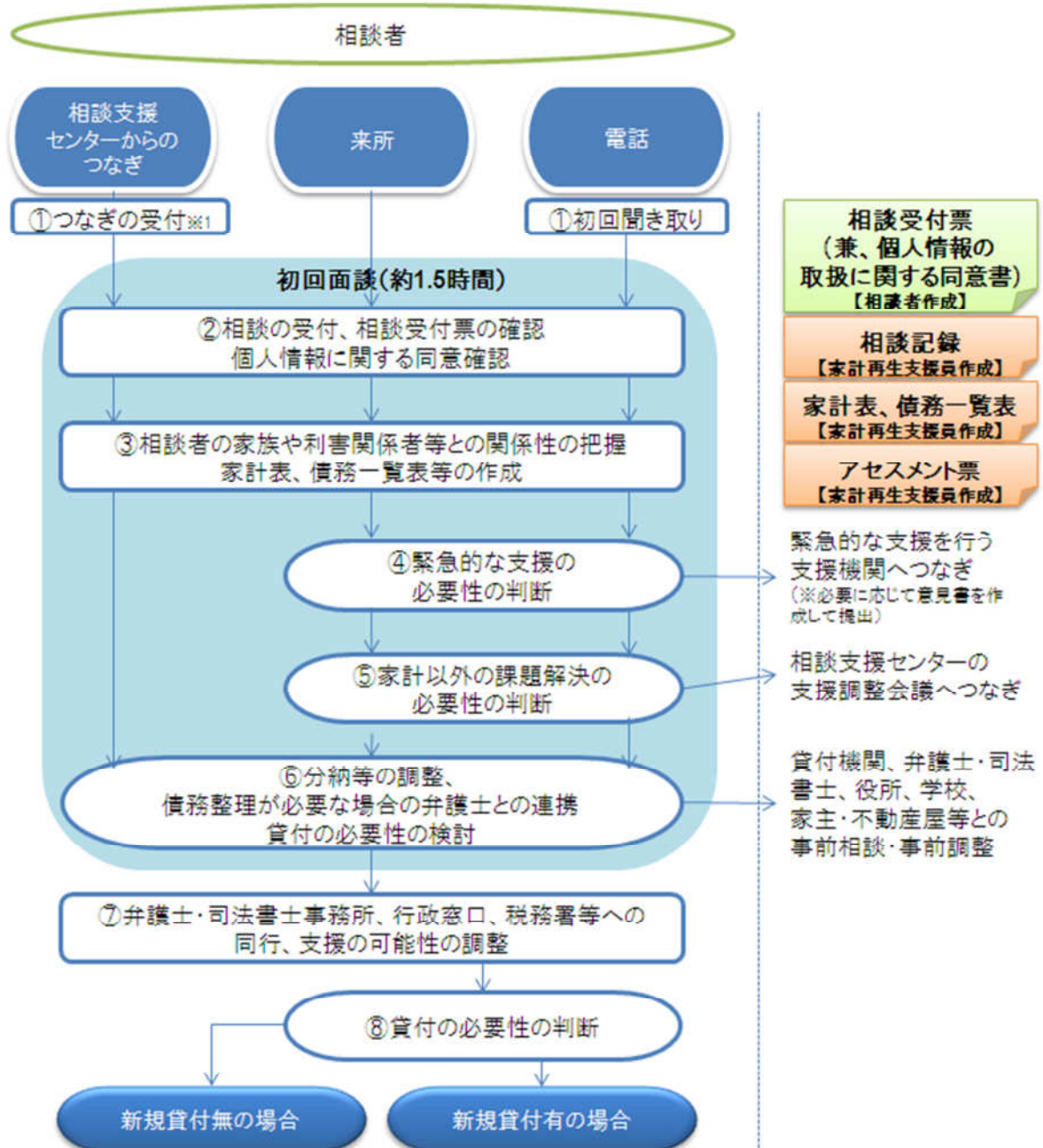
(F) 評価(償還期限あるいは一年程度ごとに実施)

- ・ (貸付が実行された場合)債務の全額の償還の確認
- ・ 支援を一旦終了とできるかどうかの判断
- ・ (支援の継続が必要な場合)支援の方針の見直し

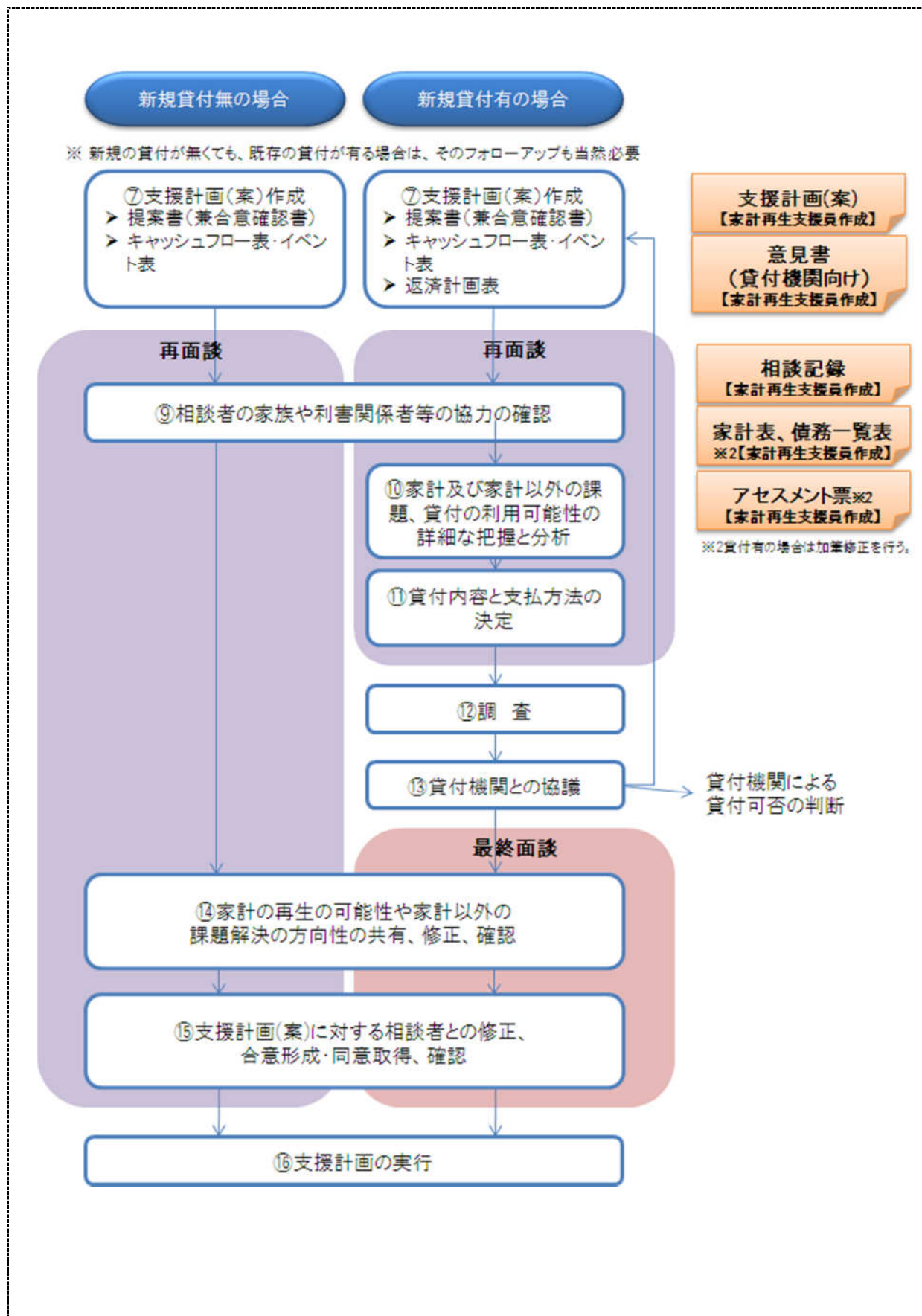
■ 相談の受付から支援の実施に至るまでの実際の業務の流れのイメージ

各過程で作成する文書を含めた、実際の業務の流れのイメージを示すと以下の通り。なお、「家計再生支援における基本的な方針」にもあるとおり、相談を通じて貸付によらず債務の負担を軽減できる方法があれば、その利用を優先することが原則である。

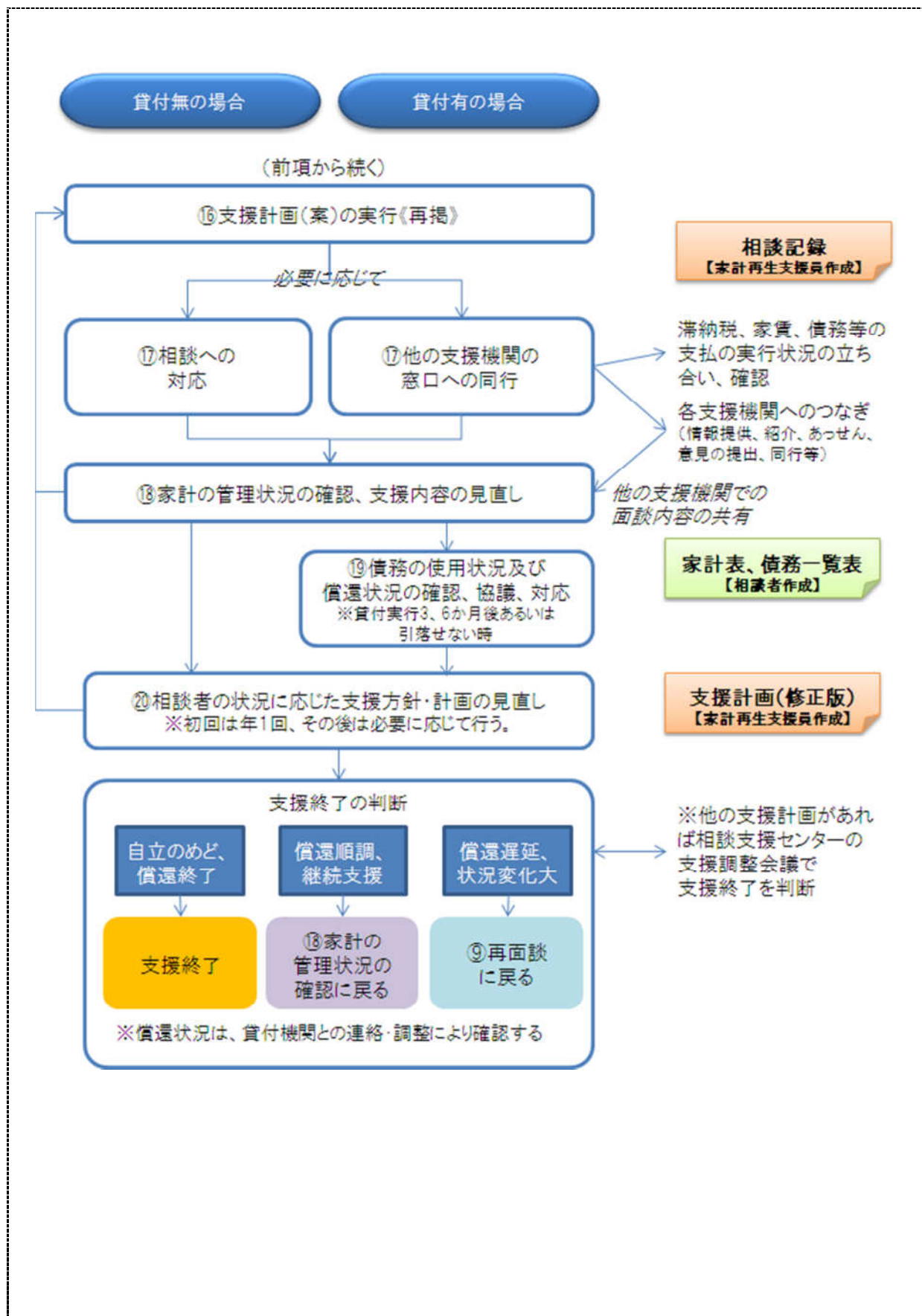
図表 5 実際の業務の流れのイメージ



※1相談支援員あるいは相談支援センターにいる家計再生支援員から連絡を受ける。



注) 上図表中「支援計画」とは、家計表の作成に基づく、収支や貯金、債務の償還の見通しを含んだ具体的な計画を指す。



② 相談支援センターとの相互連携

- 家計再生支援員(仮称)は、配置先にかかわらず、相談支援センター及び他の支援機関等と連携して、家計の視点から相談者の生活上の課題の把握・分析を行う。
- アセスメントの結果、家計に関する課題を解決すれば生活の再生につながるが見込まれる場合でも、同種の相談が相談支援センターに寄せられた際に、家計再生支援員と円滑に連携できるようにするため、相談の記録の概要を相談支援センターとも共有することが望ましい。

③ 貸付のあっせん

- 家計再生支援員は、アセスメントの結果、必要性が認められれば、都道府県社会福祉協議会または生協等の民間貸付機関が行う貸付をあっせんする。
- 貸付のあっせんが必要と認められた場合、家計再生支援員は、相談者に対して貸付機関(家計再生支援員が貸付機関に所属している場合は貸付の担当者、以下同じ)が提供しているローン商品の情報を提供し、相談者本人の意向を確認した上で、適切と思われる貸付機関への申し込みを支援する。
- 家計再生支援員は、初回面談後に、貸付によらない家計再生の方向性を十分検討した上で、貸付の必要がある場合には、事前に相談者の同意を取得して貸付機関にアセスメント票、家計表、債務一覧表の情報を提供し、貸付の利用可能性について事前相談・事前調整を行う。
- さらに、再面談での相談者からの詳細な聞き取りと調査に基づいて、支援計画案(相談者本人向けの提案書、キャッシュフロー表、返済計画表)と、貸付を利用することによる生活の再生と償還の見通し等をまとめた貸付機関向けの意見書を作成し、これを貸付機関に提供し、貸付機関担当者と貸付の可否の可能性を協議する。このとき、貸付機関の判断が出るまでは、貸付が利用できるかどうかについて確定的なことは言わないことが大切である。
- 貸付が実施された場合は、家計再生支援を円滑に進めるために、家計再生支援員は、償還の状況等について貸付機関と情報共有し、支援計画のモニタリングを行う。
- なお、支援計画や意見書の内容によって貸付機関が貸付の実行を判断しやすくなると考えられる。貸付が実行されれば、家計に対する支援と併せて家計の再建が進む。それによって信用が創造され、仮に改めて一時的に資金が必要になったとしても、そうした場合に貸付が受けやすくなり、結果として家計の再建が促進することが期待される。

④ 日常生活自立支援事業との関係

- 現在、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業については、家計再生支援事業と業務内容が一部似通った部分があるが、日常生活自立支援事業は「判断能力が不十分な者」を対象としており、生活困窮者一般を対象とする家計再生支援事業とは対象が異なる。
基本的には「判断能力が不十分な者」については日常生活自立支援事業につなぎ、判断能力がある生活困窮者については家計再生支援事業を活用する、という整理が考えられる。
- 今後、日常生活自立支援事業と家計再生支援事業との連携が必要になると考えられる。そうした連携を円滑に行えるよう、日常生活自立支援事業において、家計再生支援員をどのように位置づけ活用することができるかについて、引き続き検討を行う必要がある。
- また、日常生活自立支援事業においては日常的金銭管理が行われているが、家計再生支援事業の対象は判断能力を有する者である。
したがって、判断能力があっても日常的金銭管理が必要と考えられる場合については、慎重な対応を検討する必要がある。

⑤ 生活保護制度との関係

- 生活保護受給世帯(受給者)においても、家計再生支援の必要性が認められる場合には、福祉事務所あるいは相談支援センター等からの依頼により、家計再生支援員が家計再生支援を実施することが考えられる。
- 生活保護受給世帯(受給者)の中でも、生活保護費以外に就労や年金による収入があり、家計管理が複雑になっている場合には、家計再生支援の必要性が大きいと考えられる。

⑥ 記録の作成、報告

- 支援を他の家計再生支援員や相談支援センター等に引き継いだり、支援の内容を事後的に評価したりするため、家計再生支援員は、支援の経過等の記録を所定の様式に基づいて作成する。
- 家計再生支援事業に基づいて実施される家計再生支援については、所定の様式に基づいて作成した記録を、事業の実施主体である地方自治体に報告する。

⑦ アウトリーチや社会資源の開発への協力

- 家計再生支援のアウトリーチ(潜在的な課題を抱えた相談者の発見。例えば出張相談会等)については基本的に相談支援センターが実施することを想定する。家計再生支援員(仮称)は、可能な限りその活動に協力する。
- また、家計再生支援の普及を図る観点から、個々の家計再生支援の経験に基づき、家計再生支援の取り組みについて広く一般市民や民間貸付機関等向けに情報発信することも期待される。

⑧ 業務経験が短い家計再生支援員への指導・助言

- 前述した「家計再生支援の担い手」でも挙げた通り、家計再生支援員には、専門的な知識や技術を有するだけでなく、それを常に向上させていくことが求められる。したがって、業務経験が豊富な家計再生支援員は、業務経験年数が短い家計再生支援員に対して積極的に指導・助言(例:アセスメントやプランニングへの助言、関係機関との調整の指導等)することが求められる。
- なお、家計再生支援員が十分に養成されるまでは、業務経験豊富な家計再生支援員の数が少ない事業所が多くを占めることが想定される。したがって、業務経験豊富な家計再生支援員は、より多くの相談者の課題解決に貢献するため、自分が属している事業所とは別の事業所の家計再生支援員の指導・助言にも、積極的に取り組むことが重要である。
- また、こうした家計再生支援員どうしの指導・助言が円滑に行われるよう、業務経験豊富な家計再生支援員が、他の家計再生支援員の指導・助言に携われるよう、例えば相談の担当数を少なくするなど、環境整備も必要である。

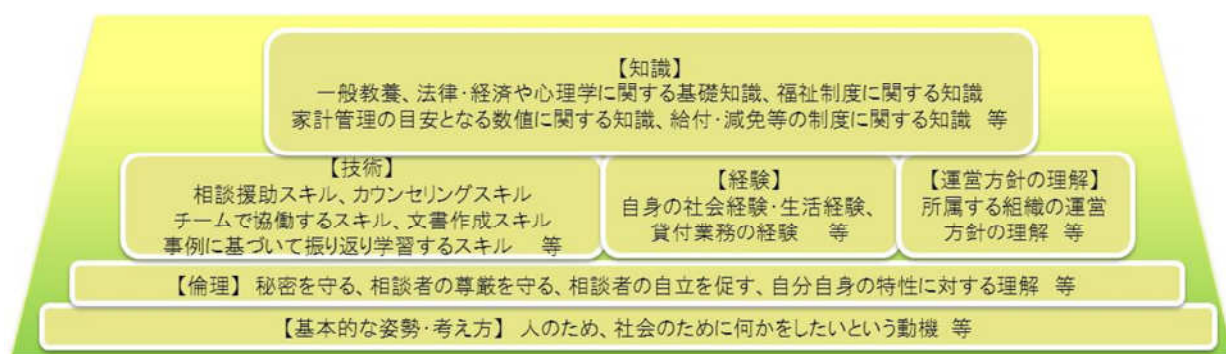
(5)家計再生支援員の所属

- 家計再生支援員(仮称)の所属先は、地方自治体の行政窓口、相談支援センター、社会福祉協議会、民間貸付機関等、家計に関する課題がある相談者との接点がある多様な機関が想定される。
- 家計再生支援事業を、地方自治体が家計再生支援事業者(仮称)に委託して実施する場合、家計再生支援事業者(仮称)にどのように家計再生支援員を配置するかは、地方自治体と家計再生支援事業者(仮称)が協議の上、決定する。

(6)家計再生支援員に求められる姿勢、考え方、技術、知識

- 家計再生支援員には、単に家計に関する知識や技術を持っているだけでなく、家計再生支援のねらいや基本的な方針を理解し、前述のような具体的な支援を効率的かつ確実に実施することにより、相談者の生活を再生させ、自立を促進させることが期待されている。したがって、家計再生支援員には専門的な知識や技術はもちろんのこと、以下に示すような基本的な姿勢や考え方も求められる。

図表 6 家計再生支援員に求められる姿勢、考え方、技術、知識



(7)家計再生支援員の養成

- 家計再生支援員に求められる知識及び技術、基本的な考え方、倫理観等を定着させるため、「2. (1)家計再生支援員の定義」にある所定の研修課程を実施し、家計再生支援員を養成する。家計再生支援員の養成事業及び養成カリキュラム等は、「4. 家計再生支援員養成事業」に記載の通り。
- ただし、生活困窮者の支援は家計再生支援員だけが実施するのではなく、相談支援センターの相談支援員をはじめとする様々な支援者と連携して実施するものである。それゆえ、これらの姿勢、考え方と、技術や知識の基本的な内容を相談支援員と共有しておくことが望ましい。
- したがって、上記の基本的な内容については、相談支援員のカリキュラムと共通のものとし、家計再生支援を実施する上で特に必要となる専門的な知識や技術は、演習や実習を中心とした独自のカリキュラムで上乘せすることが妥当である。
- なお、家計再生支援の取り組みの重要性をかんがみ、家計再生支援員の質を確保するためには、家計再生支援員の養成課程は国が定め、養成の実施機関についても国が一定関与するなどの取り組みが必要だと考えられる。

3. 家計再生支援事業

(1) 家計再生支援事業の定義

- 本とりまとめにおいて家計再生支援事業とは、「新たな生活困窮者支援制度の一環として地方自治体を実施する事業であって、相談支援センターと連携して、家計再生支援(多重・過重債務あるいは事故情報があること等により生活が困窮状態にある人及びこうした状態に陥るおそれのある人に対し、各種の情報提供や専門的な助言・指導を行ったり、債務整理や生活資金の貸付け等につないだりするなどの支援)を行う事業」を指すこととする。

(2) 家計再生支援事業の実施主体

① 実施主体

- 家計再生支援事業は、地方自治体を実施主体とする⁵。地方自治体は、各地域の社会資源の状況や想定される相談の件数等を勘案して、家計再生支援員(仮称)を配置する。

② 委託

- 地方自治体は、家計再生支援事業を貸付機関や、貸付機関と連携できる民間の相談機関等に委託することができる。

③ 実施主体に関する留意点

- 現状において、多重債務者向けの相談支援など、既に複合的な課題に包括的に対応するための窓口を独自に整備している地方自治体も少なからず存在する。
- したがって、家計再生支援事業の実施主体や家計再生支援員の配置については、民間の相談機関等に事業を委託する場合を含め、既存の相談支援体制及びその下で実施されてきた相談支援業務との役割分担や連携も十分に考慮の上、地域の実態に即して、有効な対応が可能となるように決定されることが必要かつ適当である。

⁵ どの程度の規模の地方自治体を単位に事業を実施するか、広域的に事業を実施する場合の取り扱いをどのようにすべきかは、今後検討が必要。

(3)家計再生支援事業者（仮称）の運営基準

①家計再生支援事業者（仮称）の定義

- 家計再生支援事業を行うものを家計再生支援事業者（仮称）と呼ぶ。
- 地方自治体が家計再生支援事業を委託する場合、家計再生支援事業者（仮称）とは「家計再生支援事業を実施するために必要な人員や運営体制を有する事業者であって、地方自治体から家計再生支援事業の委託を受けたもの」を指すことになる。

②家計再生支援事業者（仮称）の要件

- 相談支援センターと連携し、家計再生支援を確実に実施できるよう、家計再生支援事業者（仮称）は以下の要件を満たすことが必要である。
 - ・ 法人格を有すること。法人格の種別は問わない。
 - ・ 貸付機関が家計再生支援事業者（仮称）となる場合、ひとりの担当者が、同一相談者に対する家計再生支援と貸付可否の判断の両方を併せて行ってはならない。
 - ・ 家計再生支援事業として実施する家計再生支援について、相談や支援の経過等の記録を、所定の様式に基づいて作成、保管、提出する体制を整えていること。
 - ・ 個人情報及び秘密情報の管理方法と管理体制が整備され、文書化されていること。
 - ・ 法人と家計再生支援に携わる職員との間で雇用契約が結ばれ、業務上知り得た相談者の秘密に関する守秘義務が規定されていること。
 - ・ 管理者（事業所の管理、記録や報告の指導・確認、所属する家計再生支援員の育成・指導等の役割を担う者）を一名任命し、配置する必要がある。ただし、家計再生支援事業者（仮称）の管理者は、家計再生支援事業に差支えがなければ、他の業務と兼務しても良い。
 - ・ 事業所に属する家計再生支援員の配置や、業務量の管理、人事等のマネジメント業務を担う管理者とは別に、家計再生支援員に対し、専門職の立場から専門的な助言・指導ができるアドバイザーを、事業所内部あるいは外部に位置づけることが望ましい。
- 前項の要件に加え、家計に関する相談を受けやすくするため、地域の実情に合わせて複数の相談窓口を有していると尚良い。
- なお、相談件数が多くなると、家計再生支援に伴う事務業務（例：問合せへの対応、相談記録の管理、関係する他の支援機関との事務的な連絡、家計再生支援員の給与管理等）も多くなる。このような場合、家計再生支援員が家計再生支援に集中して取り組み、より多くの相談に対応できるようにするために、必要に応じて事務業務を担う事務職員を配置することも有効である。

- ただし、事務業務と言っても相談の守秘に関わる内容も多く含まれるため、事務職員が取り扱う業務内容及びその事務職員向けの研修の必要性と重要性については、今後、十分に検証する必要がある。
- さらに、相談支援センターにも家計再生支援員を配置し、相談支援センターに寄せられた相談のうち家計に関する相談に電話や窓口で対応したり、アセスメントに参加したり、債務整理や貸付の実施に関する関係者との連絡・調整を行ったりといった業務を行うことで、相談支援センターとの連携関係をより円滑にすることが望ましい。
- しかし、相談支援センターに家計再生支援員を常時配置することが難しい場合は、例えば家計再生支援事業者(仮称)から家計再生支援員を1週間に1日以上派遣するなどして円滑な連携を図ることが考えられる。

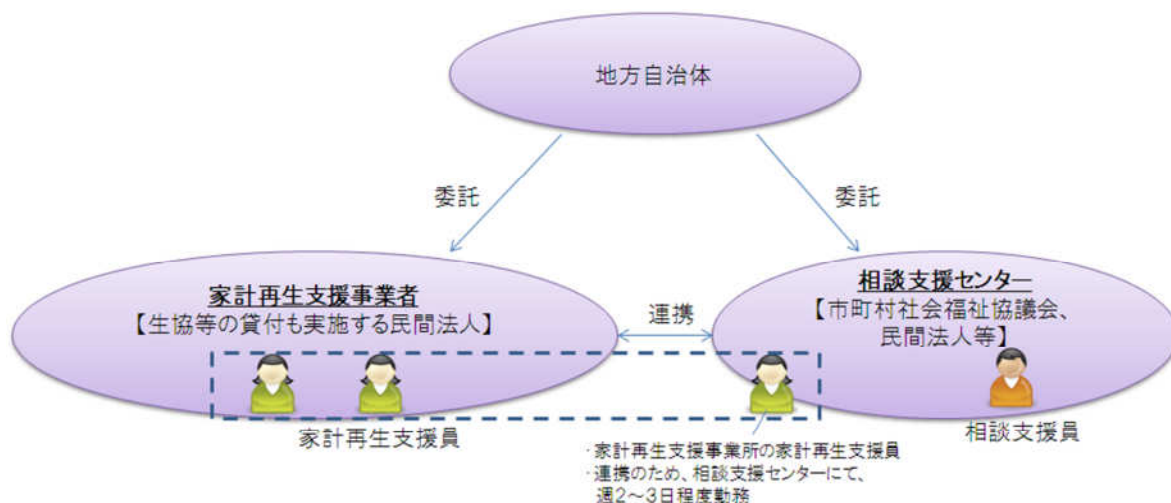
■ 家計再生支援事業者(仮称)のイメージ(例)

地方自治体からの委託を受けて家計再生支援事業を実施する、家計再生支援事業者(仮称)として指定される法人のイメージ及び相談支援センターとの連携イメージを例示すると以下の通り。

(i) 貸付機関と一体の法人が委託を受ける例

相談支援センターについては社会福祉協議会や民間法人が委託を受け、家計再生支援事業者(仮称)については、貸付も実施する生協等の民間法人が委託を受ける例。

前述のとおり、在籍する家計再生支援員のうち1名が、週の2～3日間を相談支援センターで勤務することで、相談支援センターとの連携を円滑化することが考えられる。



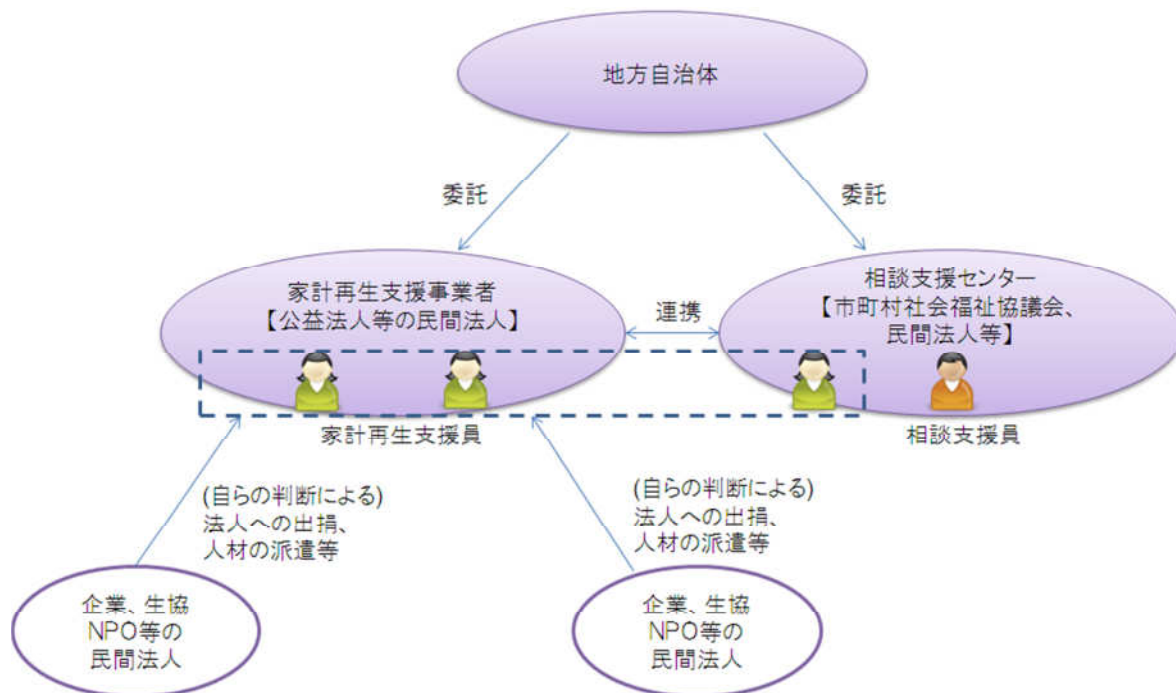
(ii) 貸付も実施する法人が、相談支援センターとともに一体的に委託を受ける例

例えば、相談支援センターと家計再生支援事業者(仮称)の両方を、社会福祉協議会や民間法人が委託を受けて実施する例。家計再生支援事業者(仮称)の委託を受ける法人が地域にない地域において想定される例。この例の場合、家計再生支援事業者(仮称)と相談支援センターが同じ事業所になる。



(iii) 貸付機関と別の法人が委託を受ける例

上述した(i)の形態と類似しているが、貸付機関と家計再生支援事業者(仮称)が別法人である例。例えば、地域の複数の企業、生協、NPO等の民間法人が自らの判断で出捐するなどして公益法人(一般財団法人等)を作り、その団体が家計再生支援事業者(仮称)の委託を受けるといった形が考えられる。既存の特定の法人が委託を受けるのではなく、中立的な立場の法人が委託を受ける。企業、生協、NPO等の民間法人は人材の派遣(出向)を通して間接的に家計再生支援事業に関わることができる。



③家計再生支援事業者(仮称)に対する評価

- 公費を使って実施する事業である以上、家計再生支援事業の質を高めるために家計再生支援事業者(仮称)の評価は必須である。
- 特に、地方自治体が家計再生支援事業を委託によって実施する場合は、家計再生支援の実績を勘案した上で妥当な委託費とする見直しを行うことにより、家計再生支援事業者(仮称)に所属する家計再生支援員が本来取り組むべき支援に集中できる環境を整え、資質向上を図る目的で実施される必要がある。
- 一方で、家計再生支援は相談者一人ひとりの状況に応じて実施されるものであり、支援の期間も長期にわたるものも多い。また、家計再生支援員の雇用形態や勤務形態によって、家計再生支援員一人あたりの相談件数等は大きく異なる。したがって、例えば相談件数等で一概に評価することは不適當である。
- 以上の点を勘案すれば、家計再生支援に関して複数の評価指標を設定し、その総合評価によって家計再生支援事業者(仮称)の評価を行うことが妥当であると考えられる。具体的には以下のような評価指標が考えられる。
 - ・ 相談を新規に受け付けた件数
 - ・ 継続的に家計再生支援を実施している件数
 - ・ 出張相談会の実施回数
 - ・ 貸付のあっせん件数
 - ・ 貸付をあっせんした事例における償還が順調に進んでいる件数、全額償還した件数
 - ・ (職業紹介、医療機関等の)関係機関への取り次ぎ回数
 - ・ (家計再生支援の終結の目安に照らして)家計再生が達成されたと判断された件数
 - ・ 家計再生支援員(仮称)に対しての研修実施回数
 - ・ 相談記録を作成していること
 - ・ コンプライアンス違反、守秘義務違反がないこと

(4)個人情報の取り扱い

- 家計再生支援事業では、相談者の家計及び債務の状況をはじめ、相談者の家族が直面している課題など、機微な個人情報を取り扱うことになる。
- したがって、家計再生支援事業の実施主体及びその委託先は、個人情報の取り扱いに関する規定を整備するし、家計再生支援事業に関わる全ての職員は、相談者に対して守秘義務を負うことを徹底することが必要である。

4. 家計再生支援員養成研修

(1) 家計再生支援員養成研修の定義

- 本とりまとめにおいて、家計再生支援員養成研修とは、「家計再生支援の意義や方針等を理解し、家計に関する専門的な知識や技術を持ち、それらを活用しながら他の様々な社会資源とも連携して家計再生支援を実践する人材を養成すること」を指すものとする。

(2) 家計再生支援員養成研修の目標

- 家計再生支援員養成研修の目標として、以下の内容を設定する。
 - ・ 家計再生支援に必要な専門的な知識及び技術の基礎を習得すること。
 - ・ 特に、最も重要なインテークやアセスメントの基本的な知識及び技術や留意点を理解し、一人で初回面談を進められるようになること。
 - ・ 他の社会資源と連携する際の留意点を知り、連携の基礎となる記録や報告を作成できるようになること。
 - ・ 家計再生支援員に求められる基本的な姿勢や考え方、守るべき倫理等の重要性を理解し、身に付けること。
 - ・ 家計再生支援員としての知識及び技術を継続的に高めるため、他の家計再生支援員だけでなく、貸付機関の担当者や相談支援センターの相談支援員等とのネットワークを構築すること。

(3) 家計再生支援員養成研修の実施主体

- 家計再生支援員養成研修は、家計再生支援員の数が一定程度の規模に達するまでは、国が指定する養成機関が一括して実施することが望ましい。
- また、家計再生支援員養成研修を実施する養成機関は、研修の指導者の養成研修や、家計再生支援の実践事例に基づく研究を併せて実施することとし、実践で得られた最新の知識や技術を研修内容に反映する。
- なお、後述するように、家計再生支援員の養成課程の基本的な内容は、相談支援センターの相談支援員の養成課程の基本的な内容と共通とすることが求められるため、相談支援員の養成研修を実施する機関が、家計再生支援員の養成も実施することが望ましい。
- また、家計再生支援員は、家計再生支援事業という公益的な支援に携わることになるため、生活困窮者の支援に携わろうとする意欲や倫理観を持っていることが必須となる。したがって、それらを判断するために例えば小論文の作成を課す等して、研修受講希望者を選考することも必要である。

(4)実施方針

- 家計再生支援員養成研修の実施機関は、以下の実施方針をもって研修を組み立て、実施する。
 - ・ 最低限必要な知識や技術についてはしっかりと座学で学習する。
 - ・ 基本的な支援の流れを理解し、相談援助において留意すべき実践的な留意点を実感するとともに、家計再生支援員として必要な基本的な姿勢や考え方、守るべき倫理の重要性を理解するため、実習や演習を重視する。
 - ・ 他の社会資源とのネットワークを構築するため、さまざまな支援の実践の現場の見学や、そこで活動する支援者との交流を盛り込む。

(5)カリキュラム

①内容

- 家計再生支援員の養成は、少なくとも以下のカリキュラムが履修されるような内容とする。各科目のシラバス(案)は後述の通り。
- 相談支援センターの相談支援員との連携を円滑に行う観点から、本カリキュラム案のうち基本的な内容については、共通の研修内容で実施することが望ましい。
- なお、受講者の負担を軽減するため、受講者が保有している資格や業務経験によっていくつかの科目の受講時間数を減免したり、座学で学習する内容を通信教育に替えたりすることも考えられる。具体的にどのように展開するかは、相談支援センターの相談支援員の養成カリキュラムの検討との整合を図りながら、今後、詳細に検討する必要がある。
- 学習した内容を振り返ってその習得の度合を確認し、不足があれば必要に応じて補習等を実施できるようにするため、研修の途中及び最後に評価(例:筆記試験やレポート試験等)を課すことが望ましい。具体的には、実務編に入る前(基礎編終了後)、総合演習及び実習に入る前(実務編の座学及び演習の終了後)に実施することが考えられる。
- 家計再生支援の必要性やその取り組み内容等の普及啓発を図るため、「基礎編」については、必ずしも家計再生支援員として活動する予定がない人も含めて、広く市民に受講してもらえよう内容とすることが望ましい。したがって、「基礎編」と「実務編」は必ずしも連続して開催する必要はない。「基礎編」を受講した人の中で、家計再生支援員として活動する意欲のある人に別途「実務編」を受講してもらうことで、学習効果も高まることが期待される。

②展開方法

- なお、現状において、多重債務者向けの相談支援については、地方自治体の取組を国として支援するため、相談マニュアルの作成・普及や相談員向けの研修機会の提供等が行われてきている。したがって、家計再生支援員の養成研修についても、これらの既存の取組との整合性・継続性が十分に図られ、効果的に実施されるよう、その内容・方法等を決定していくことが必要かつ適当である。
- こうした点も含め、ここに挙げたカリキュラムを今後具体的にどのように展開するかは、相談支援センターの相談支援員の養成カリキュラムの検討状況等も勘案して検討する。その際、国が指定する養成機関が実施する集合研修については、受講者が研修に参加する時間・費用の負担を軽減する観点から、この全科目を対象とするのではなく、「実務編(座学)」については自己学習を基本とし、その習得状況を筆記試験によって確認することを以て替えるといった展開が必要である。

③研修修了者向けの支援施策

- 家計再生支援事業の実施を予定する行政を中心に家計再生支援員の養成が進められる中、養成研修の受講者の多くは、自治体の職員あるいは地域にある民間団体の職員となると考えられる。したがって、受講者のほぼ全てが、養成研修修了後すぐに、家計再生支援の実務に配置されると考えられる。
- そこで、研修終了後の OJT や継続研修を実施しやすくしたり、行政が地域の民間団体に居る家計再生支援員の規模を把握してその後の研修の実実施計画を立案しやすくしたりするため、例えば家計再生支援員のデータベースを作成し、研修修了者の基本情報をそこに登録する仕組みも有効である。
- こうしたデータベースを整備することにより、例えば行政が家計再生支援事業を新規に実施したり拡大したりしたいときに、その地域における家計再生支援員養成研修修了者の実態を把握し、円滑に事業を立ち上げやすくなることが期待される。

家計再建支援員養成カリキュラム(案)

	区分	科目名
①基礎編 【4日間程度】	1	座学 家計再生支援員の職業倫理 【基本的な姿勢・考え方、知識】
	2	座学 現在の社会問題や生活困窮の状況の理解 【知識】
	3	座学+見学 生活困窮者支援における家計再生支援員の役割、責務 【倫理、知識】
	4	交流 生活困窮者を支えるさまざまな公的な社会資源の理解 【経験、知識】
	5	座学+見学 家計再生支援以外の生活困窮者支援の現場の観察 【経験、知識】
	6	事例演習 消費者金融と多重債務・過重債務問題の理解と相談事例の学習 【知識】
	7	— 基礎編の習得状況の確認
②実務編(座学) 【5日間程度】	8	座学 日本の法制度や行政機関に関する基礎知識 【知識】
	9	座学 金融および金融機関の基礎知識 【知識】
	10	座学 生命保険・損害保険の基礎知識 【知識】
	11	座学 不動産の基礎知識 【知識】
	12	座学 奨学金制度の基礎知識 【知識】
	13	座学 消費生活に関する基礎知識 【知識】
	14	座学 離婚、遺産相続等の基礎知識 【知識】
	15	座学 税金の基礎知識 【知識】
	16	座学 社会保険の基礎知識 【知識】
	17	座学 社会保障及び生活困窮者支援制度の基礎知識 【知識】
	18	座学 疾病や障がいの基礎的な理解 【知識】
	19	— 実務編(座学)の習得状況の確認
③実務編(演習) 【8日間程度】	20	座学+演習 家計再生支援の実務 【知識】
	21	座学+演習 相談援助及びカウンセリングの基礎と演習 【技術、知識】
	22	座学+演習 チーム協働の工夫と技術 【技術、知識】
	23	座学+演習 家計表とキャッシュフロー表の作成方法と演習 【技術、知識】
	24	座学+演習 ライフプランニングの基礎知識 【技術、知識】
	25	座学+演習 家計再生提案書の作成・説明及び合意形成の基礎と演習 【技術、知識】
	26	座学+演習 相談記録や貸付機関への提案書の作成方法と演習 【技術、知識】
④総合演習・実習 【2日間程度】	27	演習 ケーススタディ及びロールプレイングによる家計再生支援の総合演習 【技術、知識】 ※実務編(座学・演習)の習得状況の評価を兼ねる
	28	交流+実習 相談業務の現場実習 【経験、技術、知識】
	29	座学 研修全体の振り返り、自身が所属する組織の運営方針の理解、継続的な成長に向けた自己課題の設定 【基本的な姿勢・考え方、運営方針の理解】

(6) シラバス

① 基礎編

1) 家計再生支援員の職業倫理

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家計再生支援員が持つべき職業倫理について理解する ・ 自分自身の性格の特性、持っている価値観(社会観、労働観、経済観、生活観、家族観等)に気づく ・ 自分がなぜ生活困窮者の支援に関わりたいのかを認識する
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ (多様な背景を持つ人が研修を受講することを想定し)受講者が無意識に持っている自分の特性、価値観に、自ら気づくことを促す ・ 支援に携わりたいという動機を再認識し、支援に参加しようとする意欲を引き出す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客観的に自分をみつめてみよう(自己理解) ・ 自分の考え方の「傾き」を知る ・ 自分の弱所・強所を知る ・ スーパービジョンを受ける ・ 信頼関係 ・ 相談者の権利 ・ 人の話を聴く心構え ・ 家計再生支援員の責務 ・ 二重関係の回避
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座学、グループワーク

2) 現在の社会問題や生活困窮の状況の理解

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の社会情勢の中で、生活困窮に関してどのような問題が表面化しているかを知る
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ (できれば研修を開催する地域の)時事の話題の紹介を通して、現在、どのような問題があるかを、実感を持って理解できるようにする ・ 受講者一人ひとりがそれぞれに持っている「生活困窮」に対する先入観を除去し、現状を客観的に理解するように留意する
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権とは何か ・ なぜ、貧困や生活困窮者は発生するのか ・ ホームレスや生活困窮者は特別な人だろうか ・ 経済社会環境と家庭生活の変化 ・ ローンやクレジット等を利用する上での問題点
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座学 (※ニュース記事などを活用し、内容を理解しやすいよう工夫する)

3) 生活困窮者支援における家計再生支援員の役割、責務

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家計再生支援員が具体的にどのような支援を実施し、家計の再生にどのような役割を果たすかを知る ・ 相談者の家計に関わることの重大さとともに、家計再生支援員の責務や倫理を知る ・ 家計再生に関する相談の現場を観察し、支援のイメージを持つ
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家計再生支援の一連の流れを示し、家計再生支援員が家計の再生にどのような役割を果たすかをイメージできるようにする ・ 関わり方を誤ると相談者の家計や家庭への影響が多いことと併せて説明し、家計再生支援員の責務や倫理の重要な理解を促す ・ 相談室、電話対応の様子、相談受付票やアセスメント票等の書式など、実際の現場を観察できるようにし、支援の実践の具体的なイメージを持ってもらうよう促す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者と家計再生支援員との信頼関係は、どのように作られているか ・ 信頼形成にとって大切なことは何だろう ・ 相談者に「寄り添う」とは、どういうことか ・ 「伴走型」のイメージについて ・ 相談に来た人はどのような様子であったか
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座学、グループワーク(※現場の視察や事例学習を通して気づいたことの共有などは、少人数に分かれてのグループワークも併用する)

4) 生活困窮者を支えるさまざまな公的な社会資源の把握

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者の支援に関わるさまざまな社会資源の存在を知る ・ 各支援機関のスタッフとのネットワークを作る
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援センター、民間の貸付機関、社会福祉協議会、行政、民間の支援団体(NPO 等)など、その地域にあって生活困窮者の支援に関わるさまざまな社会資源を、具体名や所在地名を挙げて広く紹介する ・ 可能な限り各支援機関のスタッフにも参加してもらい、受講者と各支援機関のスタッフとのネットワーク作りを促す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者を支援するために必要な公的な施設や機関は、どこにどのようなものがあるか ・ 目の前の相談者に役に立つ、住宅・就労・金銭その他の生活上のサービス機関は、どこだろうか
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループワーク (※各支援機関の取り組みや支援の内容について各機関に所属するスタッフから紹介してもらい、併せて受講者との交流を図る)

5) 家計再生支援以外の生活困窮者支援の現場の観察

目 標	<ul style="list-style-type: none"> 地域における家計再生支援以外の生活困窮者支援の実際を知る
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援センターなどの家計再生支援員が連携する機会が多い支援機関の支援の現場を視察し、連携する相手に対する理解を促す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> 家計再生支援以外の民間支援団体は、どこにどのようなものがあるか 支援の課題と内容はどのように違うか 支援現場では何を大切にしていると感じたか
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> 視察

6) 消費者金融と多重債務・過重債務問題の理解と相談事例の学習

目 標	<ul style="list-style-type: none"> 現在、多重債務・過重債務に関する問題がどのような状況にあるのか、またそれがどのような経緯で現れたのかを知る 多重債務・過重債務に関する相談の事例を学び、生活困窮者が直面している課題やそれに対する解決策の実際を学ぶ ヤミ金対策の方法を知る
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> 簡単な消費者金融の仕組みの紹介なども交えながら、多重債務・過重債務問題の要因を理解できるよう促す 単に借金の問題ではなく、生活および家族関係の問題も関係することを指摘し、家計再生支援の重要性を改めて理解できるよう促す 個人情報に配慮した上で、具体的な支援事例を複数例用いることで、現在の生活困窮者が直面している課題やそれに対する解決策としてどのようなものがあるかを具体的に理解できるよう促す 事例を交えながら、ヤミ金対策の方法について理解を促す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> 貸金業法の基礎知識 利息計算の仕組みと金融商品(リボ払いや住宅ローン他) ヤミ金融や偽装質屋への対策 多重債務問題はなぜ発生したか、その背景を知る 多重債務者の抱えている困難は何か 多重債務者の心理状態は、どのようなものか 多重・過重債務問題に関する法律・制度 多重・過重債務者の何を解決し、何を改善できるか 多重・過重債務問題の相談窓口は、どのようなところがあるか
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> 座学、グループワーク(※現場の視察や事例学習を通して気づいたことの共有などは、少人数に分かれてのグループワークも併用する)

7) 振り返り

目 標	・ 基礎編の学習内容を振り返り、習得状況を確認する
指導の視点	・ 基礎編の学習を通じて得たことを受講者自身に振り返ってもらい、習得状況の確認を行う。
内 容 (キーワード)	・ 基礎編を通じてどのようなことを感じたか ・ 家計再生支援の必要性、有効性についてどのようなことに気づいたか ・ 家計再生支援員として活動することに対してどのような思いを持ったか
研修の展開例	・ 1人あたり数分程度のプレゼンテーション(スピーチ)

②実務編(座学)

8) 日本の法制度や行政機関に関する基礎知識

目 標	・ 家計再生支援に関する法制度等の座学を受講するに当たり、前提となる、日本の法制度や行政機関の基礎知識を身につける
指導の視点	・ 以後の研修内容を円滑に理解できるよう、法制度の体系や監督官庁、国・都道府県・市区町村の違い、行政の権限の範囲等に関する基礎的な知識をしっかりと理解できるよう促す
内 容 (キーワード)	・ 市民生活に関連する行政の相談窓口はどこか ・ どの課で何をしているか ・ 法律と関連する監督官庁を知る ・ 行政の基本的な立ち位置(民間との違い)
研修の展開例	・ 座学

9) 金融および金融機関の基礎知識

目 標	・ 金融および金融機関の仕組みを理解し、家計再生のために必要な視点を知る
指導の視点	・ 家計再生支援員にとって基本的な知識となる金融の業容、商品の仕組みと特徴、法的な位置づけや監督官庁など基本的なことを説明し、理解を促す ・ 事例を交えながら、一般的に起こりやすいトラブルやその対処法について理解を促す
内 容 (キーワード)	・ 金融業と貸金業は、それぞれどんな法律で規定されているか ・ クレジットの基礎知識 ・ 相談窓口とその特徴
研修の展開例	・ 座学 (※可能な範囲で具体的な事例を用いて説明し、受講者がイメージを持ちやすいように工夫する)

10) 生命保険・損害保険の基礎知識

目 標	・ 生命保険・損害保険の仕組みを理解し、家計再生のために必要な視点を知る
指導の視点	・ 生命保険・損害保険の業容、商品の仕組みと特徴、法的な位置づけなど基本的なことを説明し、理解を促す ・ 事例を交えながら、一般的に起こりやすいトラブルやその対処法について理解を促す
内 容 (キーワード)	・ 一般的な生命保険、損害保険、共済保険の種類と特徴を知る ・ 家計にとっての、生命保険の有効活用術
研修の展開例	・ 座学（※可能な範囲で具体的な事例を用いて説明し、受講者がイメージを持ちやすいように工夫する）

11) 不動産の基礎知識

目 標	・ 不動産に関わる基礎的な法制度を理解し、家計再生のために必要な視点を知る
指導の視点	・ 不動産に関わる基本的な法制度を説明し、理解を促す ・ 事例を交えながら、一般的に起こりやすいトラブルやその対処法について理解を促す
内 容 (キーワード)	・ 賃貸契約書の読み方 ・ 賃貸物件を解約する場合の注意事項 ・ 登記簿謄本の見方 ・ 住宅の任意売却と競売のメリット・デメリット ・ リバースモーゲージの活用方法 ・ 不動産に関するトラブルの相談先
研修の展開例	・ 座学（※可能な範囲で具体的な事例を用いて説明し、受講者がイメージを持ちやすいように工夫する）

12) 奨学金制度の基礎知識

目 標	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金制度の現状を理解し、奨学金の返済義務や免除制度の現状、家計再生のために必要な視点を知る
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> 教育費の現状について理解を促す 現在の奨学金制度の仕組み及びその利用の現状について理解を促す 返済義務や免除制度の理解を促した上で、事例を交えながら、起こりやすいトラブルについて理解を促す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> 教育費の現状 日本学生支援機構の奨学金の種類 大学独自の奨学金制度 その他奨学金制度 県や市町村独自の奨学金制度 その他返済免除のある教育・技能訓練費支援制度(高等技能訓練促進費や看護師等修学資金など) 日本政策金融公庫の教育ローン 市中銀行や信金・信組・労金の教育ローン
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> 座学 (※可能な範囲で具体的な事例を用いて説明し、受講者がイメージを持ちやすいように工夫する)

13) 消費生活に関する基礎知識

目 標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関して現在頻繁に起こっているトラブル(悪徳商法等)と家計再生のために必要な視点を知る
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する現在の相談事例、トラブルの事例を交えながら、今、消費者にとってどのような問題があるかを具体的に理解できるよう促す その地域における具体的な相談窓口の紹介を交えながら、消費生活に関するトラブルが起きた場合の対処法について理解を促す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> 悪徳商法被害に関する法律と対策 消費生活センターの所在・連絡先・前年度の事業実績 その他の消費者支援機関(CSOなど)
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> 座学 (※可能な範囲で具体的な事例を用いて説明し、受講者がイメージを持ちやすいように工夫する)

14) 離婚、遺産相続等の基礎知識

目 標	<ul style="list-style-type: none"> 離婚や遺産相続等に関連する基礎的な法制度を理解し、家計再生のために必要な視点を知る
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> 離婚や遺産相続に関する法制度のうち、家計に関わる基礎的な内容の理解を促す 具体的な事例を交えながら、離婚や遺産相続等に関連して家計にトラブルが起きた場合の対処の方法について、具体的なイメージを持てるよう促す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> 離婚や相続に関する相談先 離婚調停の申請方法と費用 離婚に伴う慰謝料・財産分与・養育費の請求に関する相談先 遺産相続と遺産放棄に関する相談先
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> 座学（※可能な範囲で具体的な事例を用いて説明し、受講者がイメージを持ちやすいように工夫する）

15) 税金の基礎知識

目 標	<ul style="list-style-type: none"> 個人の生活に関連する基礎的な税制を理解し、家計再生のために必要な視点を知る
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> 税制のうち、個人の生活に関わる基礎的な内容の理解を促す 具体的な事例を交えながら、税の滞納があった場合の家計再生の方法について、具体的に理解を促す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> 給与明細表・源泉徴収票に見る税金の仕組み(市民税・所得税) 青色申告書に見る収入と所得の違いと税金 所得課税証明書の見方 固定資産税など滞納した税金の分割支払いなどの相談方法と成果
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> 座学（※独自の税制を設けている自治体もあるため、一部の説明を行政の担当者に依頼することも有効である）

16) 社会保険の基礎知識

目 標	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険の基礎知識を理解し、生活困窮者に関わる減免制度等を理解する
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険制度の基礎的な内容の理解を促す 具体的な事例を交えながら、生活困窮者に関わる減免制度の内容やその手続きの仕組み等について理解を促す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険料を滞納している相談者の、保険証発行の条件 失業保険給付と支給条件 公的年金保険(厚生年金・国民年金、共済年金、障害年金、遺族年金)と支給時期・条件 介護保険
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> 座学 (※可能な範囲で具体的な事例を用いて説明し、受講者がイメージを持ちやすいように工夫する)

17) 社会保障及び生活困窮者支援制度の基礎知識

目 標	<ul style="list-style-type: none"> 家計再生支援に関連する、社会保障制度及び生活困窮者支援制度の基礎的な内容を理解する
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> 一度にすべての内容を理解することは難しいため、まずは社会保障制度及び生活困窮者支援制度の全体像を把握し、各制度の適用対象と生活困窮者に関する減免の仕組みについて重点的に理解できるよう工夫する 各制度について個別具体的な相談をしたいときに、行政のどこの窓口相談すればよいかを、具体名を挙げて紹介することで、受講者自身の問題解決能力を高める
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度 生活福祉資金制度 母子福祉(寡婦・父子含む。児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度等) 児童福祉(社会的養護) 障害者福祉(特別障害者手当・特別児童扶養手当他) 各種手当と支給月 成年後見人制度 医療保障 住宅支援 就労支援
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> 座学 (※行政の担当者とのネットワーク作りを図る観点から、一部の説明を行政の担当者に依頼することも有効である)

18) 疾病や障がいの基礎的な理解

目 標	<ul style="list-style-type: none"> 複合的な課題を持つ人に表れやすい疾病や障がいについて基礎的な知識を理解する
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な事例を交えながら、生活困窮者の支援の中で、どのような疾病や障がいに会うことが多いかについて具体的なイメージを持てるように工夫する 疾病や障がいの内容やその特性について正しい知識を得られるよう理解を促す 可能な限り具体名を挙げて専門的な相談が必要になった場合の相談先を紹介することで、受講者自身の問題解決能力を高める
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> うつ症状、統合失調症 ギャンブル依存・アルコール依存・買い物依存 DV被害者 医療機関・支援機関・警察等との連携について
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> 座学（※医者やPSWとのネットワーク作りを図る観点から、一部の説明を彼らに依頼することも有効である）

③実務編(演習)

19) 家計再生支援の実務

目 標	<ul style="list-style-type: none"> 家計再生支援の一連のプロセスを模擬的に経験し、家計再生支援の実務を理解する
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> 家計再生支援の一連のプロセスを具体的に説明した上で、いくつかの相談例を設定し、模擬的に支援実務を経験してもらうことで、家計再生支援の実務に対する理解を促す 特に重要な、相談の進め方、アセスメント、支援計画の作成については、複数の相談例で繰り返し学習できるよう工夫する。
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> 業務マニュアルの学習
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> 座学、グループワーク（※事例に基づいた、模擬的な支援のロールプレイについては少人数のグループワークで展開する）

20) 相談援助及びカウンセリングの基礎と演習

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家計再生支援員にとって重要な信頼関係づくりのための基礎となるカウンセリングの技術について、基礎的な知識と演習による気づきと技術習得を図る
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ カウンセリングの基礎的な技術と考え方に関する理解を促した上で、グループワークによる応対の経験を通して傾聴の重要性の理解を促す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者に寄り添うということ ・ 共感しても同情・同調しないということ ・ 解決(選択)の主体は相談者であること ・ 相談者の気づきを促す ・ 考え方や価値観の多様性を理解する ・ 相談者の課題の把握と目標の設定
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座学、グループワーク (※グループワークでは応対の経験を通して傾聴の重要性を具体的に理解する経験を与えるよう工夫する)

21) チーム協働の工夫と技術

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の支援者と連携する際の留意点や工夫を知る ・ 事例を通して学習する方法を学ぶ
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な事例を取り上げ、その中で連携した他の支援者の具体例を挙げながら、他の支援者と連携して支援を進める際の留意点の理解を促す ・ 併せて、事例学習の方法やその留意点を理解できるよう促す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な解決のあり方を模索する ・ 自分たちの不十分性を理解する ・ 自分たちの出来ないことを見極める ・ どのように連携すれば、相談者にとって一番良いかを考える ・ 相談支援センターの相談支援員等と一緒にアセスメントや支援計画の作成を行う
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座学 (※ネットワークづくりを進める観点から、相談支援センターにおける総合相談支援員らと意見交換できる場を設けることも有効である)

22) 家計表とキャッシュフロー表の作成方法と演習

目 標	・ 家計表とキャッシュフロー表を作成し、家計の改善方法を検討できるようになる
指導の視点	・ 具体的な事例や、受講者自身の家計の事例を交えながら、家計表やキャッシュフロー表の作成方法やその結果を踏まえた家計の改善方法の検討について、具体的な理解を促す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家計表から、相談者の家族関係や生活環境がイメージできるか ・ 相談者が自分の現在の家計実態を理解できているか ・ 相談者が自分の将来の家計状況をイメージできるか ・ 収入は少なめ、支出は多めで丁度いい ・ 数値はどの程度、実績の裏打ちができているか ・ 相談者にとって、現実的な家計の目標になるか
研修の展開例	・ 座学、個人ワーク、グループワーク

23) ライフプランニングの基礎知識

目 標	・ 生涯の家庭生活にかかる生活資金の見通しや借金をしない家計管理の方法等について基礎的な知識を得る
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な事例や数値を交えながら、生涯の家庭生活を見通した場合の家計管理の見通しについて理解を促す ・ 受講者自身の家計を題材に数字を埋めてもらう等の工夫をすることで、受講者の理解を促すことも望ましい
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の生涯のライフプランを作成してみよう ・ ライフイベントの把握と、ライフプランに伴う必須の支出項目
研修の展開例	・ 座学、個人ワーク、グループワーク

24) 支援計画の作成・説明及び合意形成の基礎と演習

目 標	・ 支援計画を作成し、相談者との合意形成する際の留意点を理解できる
指導の視点	・ 支援計画を作成した上で、ロールプレイを交えながら、相談者との合意形成を行う上での留意点について理解を促す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の家計の問題点・解決すべき課題を分析 ・ 家計の解決方針及び、改善後の家計管理上の課題を提案 ・ 相談者が理解し家計再生の具体的な目標をもてる内容 ・ 具体的で分かりやすい説明 ・ 相談者の合意
研修の展開例	・ 座学、グループワーク(ロールプレイ)

25) 相談記録や貸付機関への提案書の作成方法と演習

目 標	・ 相談記録や貸付機関への提案書が作成できる
指導の視点	・ これまでの研修で取り上げてきた具体的な事例を交えながら、相談記録や貸付機関への提案書を模擬的に作成することで、具体的な作成方法を習得できるよう促す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境(家族の構成・仕事と収入・住居・車) ・ 相談者の希望(主訴) ・ 債務や滞納の現状と背景又は生活の過程 ・ 債務や滞納の解決方針と相談者の意思 ・ 家計診断の結果(客観的な貸付の必要性の分析) ・ 家計を再建するための適切な方針(貸付提案) ・ 貸付機関の基本的な条件に対応しているか(条件との比較) ・ 貸付機関への提案と説明
研修の展開例	・ 座学、個人ワーク

④総合演習・実習

26) ケーススタディ及びロールプレイングによる家計再生支援の総合演習

目 標	・ スーパーバイザーの支援を受けながら、家計再生支援の一連のプロセスを実施できる
指導の視点	・ 失敗や不適切な対応も含めて経験するため、あまり指示・指導をせず、まずは受講者自身が家計再生の一連のプロセスを実施するようにし、その上でフィードバックを与えて理解を深めるよう促す
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践的 ・ 即戦力 ・ 高め合う力
研修の展開例	・ ロールプレイ(4人1グループとなり、1人1事例ずつ経験することを想定。グループの他のメンバーは面談をしている受講生に、面談の進め方や収集した情報の内容などについてフィードバックする)

27) 相談業務の現場実習

目 標	・ 家計再生支援の経験を積む
指導の視点	・ いくつかの相談実務を経験することで、これまでに学んだことの定着を図る
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謙虚に学ぶ ・ 常に新しい発見を ・ 何に感動したかを心に刻む ・ スキルは現場から盗む
研修の展開例	・ 実習

28) 研修全体の振り返り、自身が所属する組織の運営方針の理解、継続的な成長に向けた自己課題の設定

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務編の内容の習得状況を確認する ・ 家計再生支援員として自分自身の課題を明らかにする ・ 他の受講者の発見や気づきを理解する
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家計再生支援員として活動を始めるに当たって、研修全体を通じたフィードバックを与える
内 容 (キーワード)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務編を通してどのようなことに気付いたか ・ 「ありがたい」家計再生支援員のイメージ交換 ・ 家計再生支援の本質は何かの一言交換 ・ 研修を通じて習得できたと思う家計再生支援のスキルは何か ・ 自分が相談に従事する環境の理解 ・ 自分の特性の理解と自分が対応できる相談の量や内容の自覚
研修の展開例	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループワーク、全体発表

参考資料1 アセスメントシート（参考例）

家計相談支援事業アセスメントシート

※本シートは相談内容を踏まえて相談担当者が記入・作成するものである。

相談担当者氏名： _____

(1) この相談窓口を知ったきっかけ

この相談窓口を知ったきっかけ	
<input type="checkbox"/> この相談室のチラシ	<input type="checkbox"/> この相談室の催し、出張相談会等
<input type="checkbox"/> 市町村の相談支援センターのチラシ	<input type="checkbox"/> 自治体の広報、市政だより等
<input type="checkbox"/> 市町村の相談支援センター	<input type="checkbox"/> 市町村の消費者センター
<input type="checkbox"/> 行政（福祉事務所等）	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会
<input type="checkbox"/> 弁護士・司法書士	<input type="checkbox"/> インターネット
<input type="checkbox"/> 新聞、フリーペーパー等	<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ
<input type="checkbox"/> 勤務先	<input type="checkbox"/> 知人、友人
<input type="checkbox"/> 以前来訪したことがある	<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

(2) 相談者の属性

姓	名	生年月日			
(フリガナ)		大・昭・平	年	月	日
住所			住居の状況		
(フリガナ)					
〒			持家・借家・その他（ _____ ）		
電話	携帯電話	性別	年齢	最終学歴	
		男・女	歳		

(3) 相談者の現在の職業

職業	勤務先名称	
勤務先住所		
(フリガナ)		
〒		
役職	勤務年数	月収、賞与（千円単位）
	年	, 000 円

(3) 過去の職歴

期間	勤務先	雇用形態	月収（千円単位）	業務内容
～			,000 円	
～			,000 円	
～			,000 円	
～			,000 円	
～			,000 円	

(4) 相談者の健康状況

疾病・傷病の有無		疾病・傷病の名称	
有・無			
医療・介護サービス等の利用状況			
病院・サービス提供機関名：			
主治医・介護支援専門員等：			

(5) 公的給付制度の受給状況

失業保険	年金		
	1ヶ月当たり受給額	1ヶ月当たり受給額	
有（予定含む）・無	円	有・無	円
受給期間： ～	年金の種類：		
残期間： 年 月 日まで			
生活保護	その他		
1ヶ月当たり受給額	1ヶ月当たり受給額		
有・無	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当、子ども手当： 円 <input type="checkbox"/> 住宅扶助： 円 <input type="checkbox"/> 医療保護： 円 <input type="checkbox"/> その他（ ）： 円		
※住宅扶助や医療保護等のみの場合を除く	※住宅扶助、医療保護を除く		

(6) 相談者の家族の状況

氏名	続柄	年齢	職業	月収(千円単位)	同居の有無	備考
		歳		, 000 円	有・無	
		歳		, 000 円	有・無	
		歳		, 000 円	有・無	
		歳		, 000 円	有・無	
		歳		, 000 円	有・無	
		歳		, 000 円	有・無	
		歳		, 000 円	有・無	
		歳		, 000 円	有・無	
		歳		, 000 円	有・無	
		歳		, 000 円	有・無	

(7) 所有する資産の状況

	土地	建物	車	貯金	有価証券	その他
購入金額	円	円	円	円	円	円
取得年	年頃	年頃	年頃	年頃	年頃	年頃
備考						

(8) 家計および借入金・滞納金の状況

※家計の詳細については別紙の家計表も活用して詳細に聞き取りして把握する。

借り入れ先の 会社等名	借入月	借入・滞納額	残高の有無 (残高)	月々の返済額
	年 月	円	無・有 (円)	円
	年 月	円	無・有 (円)	円
	年 月	円	無・有 (円)	円
	年 月	円	無・有 (円)	円
	年 月	円	無・有 (円)	円
	年 月	円	無・有 (円)	円
	年 月	円	無・有 (円)	円
	年 月	円	無・有 (円)	円

(9) 債務整理の状況

債務整理の状況	債務総額	債務整理の方法
<input type="checkbox"/> 過去に有り <input type="checkbox"/> 現在整理中 <input type="checkbox"/> 今から予定	,000 円 (過去に整理したことがある場合、 その時期： 年 月頃)	任意整理 ・ 特定調停 個人再生 ・ 自己破産

(10) 貸付けの希望の有無

貸付けの希望	理由	貸付希望金額
有・無		,000 円

(11) 相談者の生活状況に関する特記事項

--

(12) 相談者の家族関係に関する特記事項

<ul style="list-style-type: none">○ 家族の健康状況はどうか○ 家族からの支援が受けられるか○ 家族間の人間関係で留意点はあるか 等

(13) 相談者の就労状況に関する特記事項

- フルタイムで働くことは可能か
- 就労に当たって克服すべき課題はあるか
- 就労に関する今後の意向
- 就労にあたって気にしていること 等

(14) その他特記事項

(15) 次回面談日

日時	場所	次回までに準備頂くもの
年 月 日 () : から		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

以 上

家計表(年 月分)

世帯人数計 人

成人 人(内、高齢者 人)・未成人(以下除く) 人
 大学 人・高校 人・中学 人・小学 人・未就学 人

収入			支出		
名義人	費目	金額(円)	費目	金額(円)	小計(円)
前月からの繰越金					
月の基本収入			住居費	0	0
本人	給与 ①		家賃		
	給与 ②		管理費		
配偶者	給与 ①		維持費・修理費		0
	給与 ②		基本生活費		0
			食費		
			外食費		0
本人	年金		電気代		
配偶者	年金		ガス代		
			水道代		0
			灯油代		0
			被服・理美容・雑貨費		0
			医療費(病院・薬局)		0
			車両費・通信費		0
臨時収入・ボーナス			電話・携帯電話・インターネット		0
本人	(賞与 夏・冬)		ガソリン代(通勤費含む)		
	()		駐車場代		
配偶者	(賞与)		車検・車修理代		
	()		通勤交通費		0
			教育費用		0
			学費		
			お小遣い・仕送り生活費		
			塾・習い事費用		
			通学交通費		0
			教養・娯楽費用		0
			新聞・本・雑誌・教養用品		
			遊興費・娯楽費用		
					0
援助収入			その他		0
	雇用保険		酒代/酒飲食交際費		
	生活保護		たばこ・お小遣い		
	児童手当				0
	児童扶養手当		保険・税金		0
			国保・国年・社会保険料		
	養育費(仕送り)		生命保険料		
	援助		共済保険料		
	援助		その他保険料(車・バイク)		0
	事業収入		税金(固資・市県民・自動車・)		0
借入金			返済金		0
借入金	(奨学金)		住宅ローン		0
借入金	()		車ローン		0
借入金	()		銀行		
借入金	()		サラ金		
借入金	()		CR(キャッシング)		
			CR(物品)		0
			滞納の水光熱費		
			滞納の家賃		
			個人からの借金		
			その他①		0
			その他②		0
預貯金取り崩し			預貯金預入れ		0
当月の収入合計			当月の支出合計		0
			翌月への繰越金		0
前月繰越含む収入合計			翌月繰越含む支出合計		0

家のキャッシュフロー表

		基本												※			
西 暦		2012	2012	2012	2012	2013	2013	2013	2013	2013	2013	2013	2013	2013	2013	2013	
平成		24	24	24	24	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	
年齢は4月1日時点の年齢を		4月1日	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年 齢	本人																
家族のイベント																	
一時的な収入																	
上昇率																	
収 入	給与所得 本人																
	給与所得 配偶者																
	援助収入																
	借入による収入																
	一時的な収入①																
	一時的な収入(賞与他)																
	公的年金 本人																
	公的年金 配偶者																
収入合計																	
支 出	家賃等(住宅ローン以外)																
	食費・外食費																
	電気・ガス・水道料金																
	灯油代																
	被服・理美容・雑貨																
	医療費																
	携帯電話等通信費																
	車両・交通費																
	教育費用																
	教養・娯楽費用																
	嗜好品・小遣い																
	保険料																
	税金																
	住宅ローン																
	車ローン																
	銀行・貸金業等の返済金																
	その他の返済金																
一時的な支出①																	
一時的な支出②																	
その他の返済金②																	
貯金																	
支出合計																	
一時的入支出がある月の収支		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通常月の収支																	
収支累計																	
貯金計																	
貯金・収支総計																	
実質預金残(本人手書き記入)																	

注) 上記は2012年4月開始とした場合のもの。右端は紙幅の関係で割愛しているが、貸付を伴う場合、5年先程度まで(4年目からは3ヶ月毎が良い)作成することが望ましい。

参考資料2 委員名簿と検討経緯

1. 委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏名	所属・職位
	小野 元	日本産業カウンセラー協会 九州支部
	亀山 真樹	福岡県社会福祉協議会生活福祉資金部 生活福祉資金課 課長
	北島 千恵	グリーンコープ生協ふくおか 生活再生相談員(福岡・筑紫・筑後エリア担当)
	生水 裕美	野洲市市民部市民生活相談室 主査
	陣内 恭子	金銭教育総合研究所 マネーじゅく主宰 ファイナンシャルエドゥケーター
	鈴木 しもん	北九州ホームレス支援機構
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	田村 満子	社団法人日本社会福祉士会 副会長
	鳥山 まどか	北海道大学大学院教育学研究院 助教
	丸山 恵子	グリーンコープ生協ふくおか 生活再生相談員(北九州・筑豊エリア担当)
座長	行岡 みち子	生活協同組合連合会グリーンコープ連合 常務理事

2. 検討経緯

回数、日時 (開催場所)	検討内容
<p>第1回 平成 24 年 8 月 17 日 14:00～17:00 (TKP 新橋ビジネスセンター)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究会の設置・運営について、座長選任 ・ 制度創設の背景について ・ 家計再建支援のあり方に関する論点(案)について ・ 実践の現場からの課題提起 ・ 論点(案)等に関する意見交換
<p>第2回 平成 24 年 9 月 20 日 17:30～20:30 (ヒューリック博多ビル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家計再建支援に係る現時点の検討状況について ・ 家計再建支援のあり方に関する論点(案)について ・ ケーススタディ結果について ・ 論点(案)等に関する意見交換
<p>第3回 平成 24 年 10 月 1 日 9:00～12:00 (ヒューリック博多ビル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者支援制度に関する検討状況について ・ 家計再建支援のあり方(まとめ案(一部))について ・ 家計再建支援のあり方に関する論点整理(案)について ・ 論点(案)等に関する意見交換
<p>第4回 平成 24 年 11 月 8 日 14:00～17:00 (TKP 新橋ビジネスセンター)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者支援制度に関する検討状況について ・ 家計再建支援のあり方(中間とまとめ案)について
<p>第5回 平成 25 年 12 月 27 日 14:00～17:00 (ヒューリック博多ビル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者支援制度に関する検討状況について ・ 現場実践で把握している人材育成に関わる課題について ・ 家計再建支援のあり方(とりまとめ素案)について
<p>第6回 平成 25 年 2 月 18 日 13:00～15:30 (TKP 新橋ビジネスセンター)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者支援制度に関する検討状況について ・ 家計再建支援のあり方(とりまとめ案)について

参考資料3 家計再建支援に関する研究会 開催要綱

平成 24 年 8 月 17 日

家計再建支援に関する研究会開催要綱

株式会社日本総合研究所

1. 趣旨・目的

様々な形の生活困窮が顕在化する中、現在の社会経済の実態に即した生活支援の全体像を「生活支援戦略」として構築・設計するための検討が進められている。

中でも家計に関する支援を充実させることは、最後のセーフティネットである生活保護に至る前に早期の自立を実現する、あるいは生活保護からの脱却を促進することにつながり、その必要性が大きい。

家計に関する支援の中でも公的な融資としては、社会福祉協議会を窓口にした生活福祉資金貸付制度が存在するが、ここに民間による融資が加わることで、生活困窮者に対するセーフティネットの重層化が期待されている。その際、単に融資だけでなく、家計に関する指導や家計管理といった支援等（家計再建支援）を併せて実施することが、生活困窮者のエンパワメントに資する。現にそうした支援を併せて実施している事例では効果が見られている。

以上の背景を踏まえ、①生活困窮者向けの生活資金貸付と併せて提供される家計再建支援のあり方をまとめ、②そうした支援を担う家計再建支援員(仮)の養成・資質向上のための方策（カリキュラム等）をとりまとめることを、本研究会の目的とする。

なお、現時点で家計再建支援の明確な定義は存在せず、家計に関する指導・管理等の支援の範囲は補助・保佐・後見まで含めると非常に広く、対応している課題もまた多様である。そこで、まずは現に各支援者が実施している家計に関する支援の実態を広く捉えた上で、生活資金貸付と併せて提供されるべき家計再建支援の内容とそのあり方や家計再建支援員(仮)の役割等を、本研究会において定義することを目指すこととする。

2. 検討事項

- 家計再建支援のあり方と支援内容
- 家計再建支援における役割分担
- 家計再建支援員(仮)の位置づけ、求められる資質・知識
- 家計再建支援員(仮)の養成方法

3. 委員の任期と研究会の会期

- 本研究会は平成 24 年 7 月～12 月の毎月 1 回程度の開催とする（計 6 回開催）。
- 委員の任期は委嘱の日から平成 25 年 3 月末日までとする。
- 平成 25 年 3 月末日までに本研究会の成果をまとめた報告書を作成し、厚生労働省に提出する（報告書の案文については、事前に委員にご確認頂くこととする）。

4. 研究会の運営

- 本研究会の庶務は、株式会社日本総合研究所において行う。

5. 議事等の公開について

- 本研究会の成果としてまとめられる報告書は一般に公開されることとなるが、忌憚のない議論が行われるよう、議論の過程については非公開とする。
- 議事内容については発言者が特定できる形で記録をとり、各委員の確認がとれたものを正式な議事録として残すこととするが、委員以外への開示はしない。委員による、第三者への開示・手交、二次利用も禁止する。
- 本研究会で提出される資料についても、原則議事録と同様に非公開とする。ただし、既に公開されている資料及び資料作成者の事前の同意がとれた資料についてはこの限りではない。

6. 委員報酬・旅費

- 委員報酬・旅費については、事務局規定に基づき支払うものとする。

7. 研究会のスケジュール（予定）

回（開催時期）	検討テーマ（案）
第1回 （平成24年8月17日） ◎東京都内	1. 本事業の背景と目的の確認 2. 主な論点に対する事業の進め方に関する議論 3. 家計再建支援（及び家計管理指導）の対象者像（イメージ）に関する議論 4. 実態把握における調査項目（案）に関する意見交換 5. ケーススタディの進め方に関する意見交換
第2回 （平成24年9月20日） ◎福岡市内	1. 実態調査結果（速報）の共有（事務局より調査結果の報告） 2. ケーススタディ結果（一部）の共有（事務局より調査結果の報告） 3. 家計再建支援の（及び家計管理指導）の対象者像に関する議論 4. 家計再建支援の進め方（プロセス）に関する議論 5. 家計再建支援員に求められる資質、知識・技術に関する意見交換
第3回 （平成24年10月1日） ◎福岡市内	1. 実態把握結果の共有（事務局より調査結果の報告） 2. ケーススタディ結果の共有（事務局より調査結果の報告） 3. 家計再建支援の進め方（プロセス）に関する議論 4. 家計再建支援員に求められる資質、知識・技術に関する議論
第4回 （平成24年11月8日） ◎東京都内	1. 他のモデル事業の検討経過の共有（厚生労働省より報告） 2. 総合相談支援センターとの役割分担に関する意見交換 3. 家計再建支援の進め方（プロセス）に関する議論 4. 家計再建支援員に求められる資質、知識・技術に関する議論 5. 家計再建支援員の養成カリキュラムに関する意見交換
第5回 （12月中旬） ◎福岡市内	1. 家計再建支援の進め方（プロセス）に関する議論 2. 家計再建支援員に求められる資質、知識・技術に関する議論 3. 家計再建支援員の養成カリキュラムに関する議論 4. 養成講座の試行的実施に関する意見交換
第6回 （2月下旬～3月上旬） ◎東京都内	1. 養成講座の試行的実施結果の共有（事務局より実施結果の報告） 2. 報告書案に関する意見交換 3. 次年度以降の課題に関する意見交換

以上

※本調査研究事業は、平成 24 年度社会福祉推進事業として実施したものです

平成 24 年度社会福祉推進事業

生活困窮者に対する家計再建支援の在り方及びその人材養成に関する調査研究

家計再生支援のあり方に関する調査研究
報告書

平成 25 年 3 月

家計再建支援に関する研究会
(事務局:株式会社日本総合研究所)

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング

TEL: 03-6833-5204 FAX: 03-6833-9480